

委員会発議案第3号

自動車関係諸税などの見直しに関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和6年9月26日

鈴鹿市議会議長
池上 茂樹 様

提出者
総務委員会
委員長 中西 大輔

(提案理由)

国に対し、自動車関係諸税などの見直しを要請するため。

自動車関係諸税などの見直しに関する意見書

自動車関係諸税を取り巻く環境は、抜本的に見直すとされていた令和５年度の税制改正大綱においてもコロナ禍にある日本社会・経済状況を踏まえ、自動車関係諸税に関する抜本改革に向けた議論が先送りされ、担税力に応じていない税負担を課す状況が継続する形となっている。依然として取得・保有・走行の各段階において、引き続き９種類に及ぶ複雑かつ過重な税負担が課せられていることや、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や二重課税など様々な課題が残されている。

令和６年度税制改正「自動車関係諸税の見直し」の大綱への記載は、前年度と全く同じ内容となっており、コロナ禍にある日本社会や経済状況を理由に議論が令和８年に先送りされ、担税力に応じていない税負担を課す状況が継続している。また、同大綱に記されている「中長期的な自動車関係諸税のあり方」の検討では、電気自動車等の普及などの動きを考慮し、課税のあり方も含めた税の公平性を早期に確保する旨が記載されている点を踏まえると、想定し得る走行距離課税やモーター出力課税など、ＥＶ・ＦＣＶに対するみなし課税の増税や新たな課税のあり方に向けた論議が行われることも予測される。

令和７年度税制改正にあたり、税制改正大綱に記載されている、令和８年の抜本改革までの取組の重要性が、時とともに増していく状況を念頭に、道路利用の受益と負担の関係など、中長期的な自動車関係諸税のあり方について主張を強めていく必要がある。併せて、複雑かつ過重で不条理な自動車税制の解消を前提に、自動車関係諸税が経済成長の足かせとならないよう、簡素化・ユーザー負担軽減に向けた抜本改革を求めていく。加えて、日常生活の重要な交通手段として自動車を保有し移動せざるを得ない地方ほど世帯あたりの自動車関係諸税の負担が過重である現状において、自動車関係諸税の簡素化、負担軽減は、地方経済の活性化に貢献が期待されるとともに、ＣＡＳＥやカーボンニュートラルの促進を後押しするために現在の税制を見直すことは、「誰もが自由で安全な移動を享受できる社会」の実現につながるものと考えている。

以上のような理由から、地方財源に影響を与えないよう、国税からの移譲を伴うことを前提とした「自動車関係諸税の見直し」に関し、下記内容について強く要望する。

記

１ 自動車に係る税の負担軽減を図る

（１）車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る

- ①自動車重量税は廃止を前提に、まずは「当分の間税率」を廃止
- ②自動車税・軽自動車税（環境性能割）は廃止を前提に、まずは「被けん引車」を課税対象外とする
- ③自動車税・軽自動車税（種別割／四輪車・二輪車等）の税額引き下げによる負担軽減措置を講ずる
- ④複雑な車体課税を簡素化する

(2) 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る

- ①「当分の間税率」を廃止
- ②複雑な燃料課税を簡素化
- ③タックス・オン・タックスを解消

(3) 地方税収に影響をおよぼさない税体系

- ①自動車関係諸税の国税部分について、地方への移譲等を伴う負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減を目指す

2 税目に対する使途を明確化する

- (1) 車体課税は、次世代モビリティ（CASE）普及促進特定財源化
- (2) 燃料課税は、カーボンニュートラル促進特定財源化

3 その他要望

- (1) 自動車の使用に係るユーザー負担の軽減
(高速道路料金の引き下げ、自動車保険の所得控除対象化)
- (2) 次世代エネルギー車普及に資する環境整備（充電、充填インフラの拡充）
- (3) 中小・中堅企業支援の拡充（事業転換、成長投資への支援）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

鈴鹿市議会議長 池上 茂樹